

## 釜石市住宅再建宅地対策補助金交付要綱

### (目的)

第 1 条 市の復興事業により整備した事業区域内の宅地の安全性の向上のため、被災者が自宅敷地の安全対策工事（以下、「対策工事」という。）を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、釜石市補助金交付規則（昭和 50 年釜石市規則第 44 号。以下「規則」という。）、釜石市補助金交付要領（平成 19 年釜石市告示第 79 号。以下「交付要領」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東日本大震災 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波並びに同年 4 月 7 日に発生した余震による災害をいう。
- (2) 被災者 東日本大震災により自己の居住の用に供する住宅に被災を受けて、り災証明書又は被災を証明する書類の交付を受けられる者をいう。（法人を除く。）
- (3) 宅地 被災者が自己の居住の用に供する土地をいう。
- (4) 弱い地盤 スウェーデン式サウンディング試験による地盤調査により地盤支持力が宅地の仕上げ面から深さ 2.5 メートル以内の地盤において、30kN/m<sup>2</sup>未満の地層のある土地又は宅地の仕上げ面から深さ 2.5 メートルから 5.5 メートル以内の地盤にスウェーデン式サウンディング試験の試験結果の荷重が 0.5 kN 以下で自沈する層及びこれらに相当する層がある土地をいう。
- (5) 地盤改良工事 被災者が宅地の地盤に関して、住宅の建築に耐えうる地盤支持力を確保するために行う改良工事をいう。
- (6) 転落防止柵 宅地からの転落防止を目的として設置する構造物等をいう。
- (7) 擁壁 高低差がある宅地において、土留施設として設置する構造物をいう。
- (8) 階段 高低差がある宅地において、人の通路として設置する階段状の構造物をいう。

### (補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、市の復興事業により整備した宅地に関し、次条に掲げる補助対象工事を行おうとする者とする。ただし、宅地の所有者から補助対象工事の施工について承諾が得られた者とする。

### (補助対象工事)

第 4 条 補助対象工事は、当該年度内までに完了する次の工事とする。ただし、当該工事にかかる同様の補助を受けている場合はこれを除く。

- (1) 宅地の弱い地盤に対して行う地盤改良工事。
- (2) 高低差が 1 メートル以上の区間内における転落防止柵の設置工事。
- (3) 同一宅地内において高低差が 0.5 メートル以上ある箇所で、この高低差に対する擁壁及び階段を設置する工事。

### (交付対象経費及び補助金額)

第 5 条 補助金の交付対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。ただし、設置延長についてはメートル単位とし、小数点以下の端数を、補助金額については 1,000 円未満の端数を、それぞれ切り捨てるものとする。

区分	交付対象経費	補助金額
地盤改良工事	第 4 条第 1 号に掲げる補助対象工事の工事費の合計額	補助対象工事の工事費の合計額の 1/2 とし、一宅地につき、50 万円を限度とする。
転落防止柵設置工事	第 4 条第 2 号に掲げる補助対象工事の工事費の合計額	補助対象工事の工事費の合計額又は設置延長 1 メートルにつき 1 万円として積算した金額のいずれか低い方の額とする。

擁壁設置工事	第4条第3号に掲げる補助対象工事の擁壁工事費の合計額	(1) 擁壁高0.5メートル以上1メートル未満の場合 補助対象工事の工事費の合計額又は構造物の延長1メートルあたり9万円として積算した金額のいずれか低い方の額とする。
		(2) 擁壁高1メートル以上2メートル未満の場合 補助対象工事の工事費の合計額又は構造物の延長1メートルあたり13万円として積算した金額のいずれか低い方の額とする。
		(3) 擁壁高2メートル以上の場合 補助対象工事の工事費の合計額又は構造物の延長1メートルあたり18万円として積算した金額のいずれか低い方の額とする。
階段設置工事	第4条第3号に掲げる補助対象工事の階段工事費の合計額	(1) 階段高0.5メートル以上1メートル未満の場合 補助対象工事の工事費の合計額又は8万円のいずれか低い方の額とする。
		(2) 階段高1メートル以上2メートル未満の場合 補助対象工事の工事費の合計額又は10万円のいずれか低い方の額とする。
		(3) 階段高2メートル以上の場合 補助対象工事の工事費の合計額又は12万円のいずれか低い方の額とする。

(交付申請等)

第6条 補助金交付申請の期限は、毎年度2月末日とする。

2 交付要領第3条第5号で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事内訳表(様式第1号)
- (2) 付近見取図
- (3) 工事計画図書
- (4) 工事に要する費用の見積書又は工事費明細書(補助の対象とならない工事を含む場合は、その区別ができるものであること。)の写し
- (5) 宅地の所有者が分かる書類
- (6) 土地所有者の承諾を証する書類
- (7) その他市長が必要と認めるもの  
(変更の承認)

第7条 規則第6条第1項第1号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、変更する工事内容に係る前条第2項各号に規定する書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(工事の報告等)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、対策工事の施工状況に関し、補助対象者又は当該工事を施工する者から報告を求め、当該住宅に係る帳簿、書類、その他必要な物件を調査し、又は必要な事項を指示することができる。

2 市長は、前項の規定に基づく報告等の内容から、当該対策工事が適切に行われていないと認められる場合は、当該対策工事が適切に行われるよう補助対象者に指導を行うものとする。この場合において、補助対象者が当該指導に従わないときは、補助金の交付又は変更の決定を取り消すことができる。

(工事の中間検査)

第9条 市長は、あらかじめ補助対象者に通知のうえ、当該工事区域内に立ち入り、対策工事が適正になされているか中間検査を行うことができる。

2 市長は、前項の検査を行った結果、当該対策工事が適切に行われていないと認められる場合は、当該対策工事が適切に行われるよう補助対象者に指導を行うものとする。この場合において、補助対象者が当該指導に従わないときは、補助金の交付又は変更の決定を取り消すことができる。

(完了期限等)

第10条 補助事業の完了報告及び補助金請求書等の提出期限は、毎年度3月末日とする。

2 交付要領第 10 条第 5 号に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事完成図書
- (2) 工事に要した費用の領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの  
(財産の処分)

第 11 条

復興まちづくり基本計画期間中に、この補助制度を使用し実施した工事による財産を処分する場合は、補助対象者は市長に報告しなければならない。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成 30 年 7 月 30 日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。
- 2 この告示は、平成 33 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

### 工事内訳表

申請者氏名			
施工場所	釜石市		
宅地所有者氏名		電話番号	
宅地所有者住所			
工事の期間	着手 完了	年 年	月 月 日 日
工事施工者	名称 所在地 連絡先		
補助対象となる経費	金		円
交付申請額	金		円